審　査　基　準

令和７年３月６日作成

法　　令　　名：	質屋営業法
根　拠　条　項：	第28条第５項
処　分　の　概　要：	質契約の終了行為を行う場所の承認
原権者（委任先）：	徳島県公安委員会
法　令　の　定　め：	質屋営業法第４条第２項、第３項（営業内容の変更） 第９条（許可証の返納） 第28条第１項、第２項、第３項（質置主の保護） 質屋営業法施行規則第１条（申請及び届出の一般的手続） 第６条（廃業の届出） 第10条（死亡の届出） 第14条の２（許可証の返納）
審　査　基　準：	質契約を終了させるために必要な行為を行う場所が、質置主の保護の観点から不適当でないと認められる場所であるときに承認する。
標準処理期間：	25日
申　　請　　先：	徳島県公安委員会（申請書提出先は、営業所所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課）
問い合わせ先：	徳島県警察本部生活安全企画課（電話　代表088-622-3101）又は警察署の生活安全課若しくは刑事生活安全課
備　　考：	